

令和7年4月

医歯学総合研究科／保健学研究科

次世代プロジェクト生の皆さんへ

次世代研究者挑戦的研究プログラム

「未来社会を牽引するグローバルな総合知を備えたフロントランナー育成プロジェクト」

(通称：次世代プロジェクト)

研究奨励費および研究費について

本プロジェクトは、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)次世代研究者挑戦的研究プログラム助成金の交付を受けて実施され、交付の目的以外に使用できないほか、交付要綱等を遵守する必要があります。実際の経費執行に当たっては、交付要綱や新潟大学会計ハンドブック等に基づき適切に使用してください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 HP (交付要綱掲載ページ) :

<https://www.jst.go.jp/jisedai/spring/jimu/index.html>

新潟大学 HP (会計ハンドブック掲載ページ) :

<https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/compliance/research-funds-2/>

本プロジェクト支援対象学生には、修了まで、研究奨励費（生活費相当額）及び研究費が支給されます。ただし、在学期間が3年間（4年制の場合は4年間）を超える場合は、以降の期間は支援対象外となります。

独立行政法人日本学術振興会の特別研究員(DC)として採用されている学生、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受けている留学生は、重複受給はできません。

就職等により生活費相当額として十分な水準(240万円／年)の安定的な収入を得ることになった場合は受給資格を喪失します。

自己都合により休学した場合は、受給資格を喪失する場合があります。

上記に該当することになった場合は必ず事務局へ申し出てください。

I 研究奨励費（生活費相当額）

1 研究奨励費は、月額17.5万円を2ヶ月毎に支給します。支給日は、原則、奇数月の第4金曜日です。

2 受給資格を得た日以前、また取りやめ以降分の支給は行いません。既に支給を行っている場合は返還の義務があります。返還額は以下の表の通りです。

区分	減額の基準
月の途中に受給資格が得られた場合	当該月分の全ての額を減額する (翌月分から支給する)
月の1日から15日までに受給資格が取りやめとなった場合	当該月分の全ての額を減額する
月の16日以降に受給資格が取りやめとなった場合	当該月分を全く減額しない

死亡した場合	当該月分を全く減額しない
3 使途についての制限はなく、未使用分については返還の対象になりませんが、適切に使用してください。	

II 研究費

1 研究活動を支援するため、「研究費」として、ユニットに応じて年額 20 万円～40 万円（支援期間が半年以下の場合は原則として年額の 1/2 の額）を予算配分します。（その他の増額分の研究費の配分については、後日、「新潟大学次世代プロジェクト 2025 (R7) 年度研究計画書」等を踏まえて決定されます。）

研究費の公正かつ効率的な使用に努め、可能な限り「新潟大学次世代プロジェクト 2025 (R7) 年度研究計画書」に従って使用してください。

事務局において研究計画書の研究費使用計画を確認後、執行開始可能の連絡をします。

（使用の例）

物品：ハードディスク、試薬、実験用動物、研究に関連する書籍 など

旅費：研究打合せ、研究成果発表 など

その他：論文投稿料（支出可能な投稿・掲載先には制限があります）、学会参加費 など

支出できない経費

- ・支払い時の振込手数料や請求書発行手数料（本プロジェクトの研究に直接必要なものに係る手数料であり、他の手数料と明確に区分できる場合は、例外的に支出可）
- ・複数年度に渡るソフトウェアライセンス等（原則として当該年度（令和 7 年度）の期間内で購入を行ってください）
- ・資格取得にかかる費用等で実施機関や研究者等の権利となるもの（「学会年会費」は、当該学会の活動に参加することが、研究遂行のために必要である場合は支出可）
- ・自己啓発のための書籍（英会話本等）
- ・液体窒素、ガス類で他の研究と切り分け不可能な場合
- ・その他、本プロジェクトの目的及び趣旨に合致しないもの、関連性・必要性・内容等が不明瞭なもの（研究に直接関係のない生活関連備品（ソファ等）等）

2 研究費の使用に当たっては、必ず新潟大学会計ハンドブックを参照してください。

https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/01/k_handbook.pdf

- p 1 . 新潟大学の会計ルールのポイント
 p 7 . 予算使用にあたって注意することは？
 p12. 物品等の購入方法
 p14. 論文投稿料・論文掲載料の取扱に関する留意事項
 p16. 購入した固定資産（備品等）の使用や管理は？
 p21. 立替払による購入方法は？
 p23. ソフトウェアを購入する際の留意点は？
 P24. 出張をする際の手続きは？
 P36. 研究補助等の臨時業務や外部講師を依頼する場合は？

パソコンやソフトウェアの購入を予定している方は、特に注意が必要です。

特に、旅費や謝金の支出にあたっては、事前に手続きが必要ですので、注意してください。

3 物品等の購入について

流れ	留意点
購入物品の確定・予算残額の確認	予算残額は、以下の Web サイトから確認することができます。 https://zaimuwap6.adm.niigata-u.ac.jp/zkweb/login/ 予算額を超過して購入することはできませんので、購入（発注）前に予算残額を確認してください。
購入（発注）	学生は物品等を発注することができません。 指導教員に購入したい物品の発注を依頼してください。
納品・検収	納品のときは、必ず会計担当係の検収を受けてください。 <u>物品・納品書・請求書を下記の会計担当係へ持参→会計担当係で以下</u> <u>の捺印を押印のうえ検収→納品書に、指導教員及び学生の確認</u> <u>印（サイン可）と予算科目（次世代：J25H0001）を記載し、納品書</u> <u>と請求書を会計担当係に提出してください。</u> 宅配業者が直接納品する場合など、流れが異なることもありますので、会計ハンドブックp12をよく確認してください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 医歯学総合研究科（歯学系）：歯学部事務室総務係 ● 医歯学総合研究科（医学系）：医歯学系総務課会計係 ● 保健学研究科：保健学科事務室総務係

※記入例

※納品書の余白部分

予 算 科 目		発注者	検収印
(名称)	(コード)		
次世代	100000 · J25H0001	 	

※予算科目を記入してください
※指導教員と学生の押印
※納品検収を行った会計担当者の押印

捺印は事務で押印します。

※立替払の場合

立替払請求書の「予算管理責任者」は指導教員。「立替者」も教員の場合、学生の意思確認等のため、余白に学生も押印またはサインすること。

4 備品について

本経費で取得した備品の所有権は、新潟大学に帰属し、10万円以上の物品は、固定資産（備品等）として大学が管理します。また、10万円未満であっても換金性の高いデジタル製品（パソコン・タブレット型コンピュータ・デジタルカメラ・ビデオカメラ）については、固定資産に準じて管理します。

5 出張について

事前に出張の手続きが必要ですので、下記の担当係で手続きを行ってください。

- 医歯学総合研究科（歯学系）：歯学部事務室総務係
- 医歯学総合研究科（医学系）：医歯学系総務課庶務係
- 保健学研究科：保健学科事務室総務係

航空券等の手配は、出張手続き後に行ってください。天災等の止むを得ない理由によりキャンセル料を支出できる場合でも、出張手続き前に購入した航空券等のキャンセル料を支出することはできません。

出張の際、学生が自家用車を利用すること（運転すること）はできません。公共交通機関を利用してください。

海外渡航については次のページも参照してください。

新潟大学 HP「学生及び教職員の海外渡航等に関する方針について」

<https://www.niigata-u.ac.jp/information/2022/183054/>

6 自身の研究への協力（資料整理、実験補助）を他者に依頼する場合

事前に臨時業務の手続きが必要ですので、下記の担当係で手続きを行ってください。

- 医歯学総合研究科（歯学系）：歯学部事務室総務係
- 医歯学総合研究科（医学系）：医歯学系総務課会計係
- 保健学研究科：保健学科事務室総務係

学生は業務依頼者になることができないので、指導教員に手続きを依頼してください。

※臨時業務関係書類の申請者・業務依頼者は指導教員。

学生の意思確認等のため、余白に学生も記名、押印またはサインすること。

7 研究費は、令和8年2月末日までに予算執行を概ね終了する（物品等の場合は納品が完了する）ように、早期の執行に努めてください。

年度末に消耗品を大量に購入することは「予算消化のための購入」として見なされる場合があります。年度末に集中しないよう計画的な経費の執行に努めてください。

やむを得ず3月に執行する場合も、3月末日までに物品等の納品・検収が完了している必要がありますので、留意してください。

未使用分については返還していただきます。

原則として翌年度への繰越はできませんが、次年度も支援期間が継続する学生で、次の事由に該当する場合は、繰越が認められる場合があります。

『当初予想し得なかつたやむを得ない事由により研究計画に変更が生じたもので、かつ、研究目的の達成のために研究費を繰越して翌事業年度に実施する必要があるもの』

※単なる予算の余剰・滞留は繰越の対象外です。また、再繰越（翌々年度への繰越）はできません。

上記の事由に該当する場合の研究費の繰越手続きについては別途ご案内します。

8 その他、使用に際し疑義が生じた場合は、発注前に次世代研究者挑戦的研究プログラム事務局（研究費の使途に関すること）または所属する研究科の会計担当係（研究費執行上の手続きに関すること）に問い合わせてください。

【指導教員の先生へお願い】

本学の会計ルールでは、学生は物品等を発注することができません。学生から依頼があった場合は、発注の手続きをお願いいたします。

上記のほか、研究費の適正な使用・管理にご協力をお願いいたします。

III その他

Q 1 : 支援対象学生は、扶養義務者（親等）の扶養から外れる必要がありますか？

A 1 : 研究奨励費（生活費相当額）は、税法上雑所得として扱われていること等を扶養義務者（親等）の方に伝え、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者へ問い合わせてください。
また、所得税における扶養の扱いについては、お近くの税務署へ問い合わせてください。

Q 2 : 支援対象学生の社会保険、年金の扱いはどうなりますか？

A 2 : 支援対象学生と大学との間に雇用関係はありませんので、必要があれば各自がお住いの市区町村で社会保険、年金への加入手続きを行ってください。
なお、手続きのために大学からの証明書等が必要な場合は、次世代研究者挑戦的研究プログラム事務局へ発行を依頼してください。

Q 3 : 研究奨励費（生活費相当額）は所得税、住民税の対象となりますか？

A 3 : 雑所得と扱われる所以、所得税、住民税の課税の対象となり、確定申告が必要となります。

Q 4 : 他の助成金や奨学金との重複受給は可能ですか？

A 4 : 授業料に対する援助が目的の助成金や日本学生支援機構（JASSO）の貸与型奨学金との併給は可能ですが、相手側機関において併給を不可としている場合がありますので、他に受給している助成金や奨学金等がある場合は必ず確認してください。
生活費に係る十分な水準（240万円／年）の給付型奨学金との併給は不可です。

なお、令和5年度以降に博士課程においてJASSO第一種奨学生として採用された者で、博士課程在学中に本プロジェクトの支援を受けた者は、JASSO奨学金の「特に優れた業績による返還免除制度」の適用対象外となります。

(担当)

新潟大学次世代研究者挑戦的研究プログラム事務局

(学務部教務課大学院支援係)

E-mail : nu-jisedai@gs.niigata-u.ac.jp

TEL : 025-262-6110